



「家族信託」手続きで分割払いが可能になりました

高齢者の財産などの処分や管理を家族に託する「家族信託」がここ数年増加しております。

アジアバンクホールディングス株式会社（社長：井上浩士 本社：東京都港区）は、高齢者の財産などの処分や管理を家族に託する「家族信託」の手続きにおける、司法書士、行政書士等が作成する公正証書の作成費用や事務費用の分割払いを開始しました。（分割払いサービス提供会社：ヤマトクレジットファイナンス株式会社）

日本経済新聞によりますと「家族信託」の公正証書の作成件数は2018年に2,223件だったことが、日本公証人連合会の調査でわかりました。

家族信託は、遺言や成年後見人制度よりも財産管理の自由度が高いことから近年増加傾向にあります。同連合会の統計調査によると、18年1～6月と19年1～6月を比べると前年比22%増となっております。

アジアバンクホールディングス株式会社は、こうした家族信託の増加傾向は、今後益々進む高齢化と核家族化でより顕著になると想定し、家族信託をより多くのご家族がお手軽にご利用いただけるようにしたいと思っております。

家族信託制度を世に広めるため、セミナーや個別説明会を開催する司法書士、行政書士の皆様からお話を伺い、「認知症になってしまっただけからは手遅れになるのですぐにでも家族信託をやりたいが、今すぐ費用を一括で支払える余裕がない」というお悩みを持つ方が多くいらっしゃるのことがわかりました。

ご家族の資産管理の安心安全のため、家族信託をより一層普及するために、家族信託の手続きに必要な費用の分割払いサービス導入に至りました。

アジアバンクホールディングス株式会社は、今後家族信託をより広く世に広めようという意欲を持つ弁護士、司法書士、行政書士の法律専門家と販売店契約を締結し、より多くの皆様に家族信託をご利用いただきたいと願っております。

<お問い合わせ先> アジアバンクホールディングス株式会社
経営企画室 担当：松永 TEL：03-3500-3666

【会社概要】

社 名：アジアバンクホールディングス株式会社

代表者：代表取締役 井上 浩士

本 社：東京都港区虎ノ門 1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー18階

資本金：5000万円

設 立：2014年5月



Asia Bank Holdings